

※ 技術管理者の基準（解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第1項）は次に掲げる者

1号	イ	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校又は中等教育学校^イで指定学科^ロを修めて卒業した後、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者 ● 大学又は高等専門学校^ロで指定学科^ロを修めて卒業した後、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者 	
	ロ	● 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者	
	ハ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1級建設機械施工技士 ● 2級建設機械施工技士（「第1種」又は「第2種」に限る） ● 1級土木施工管理技士 ● 2級土木施工管理技士（「土木」に限る） ● 1級建築施工管理技士 ● 2級建築施工管理技士（「建築」又は「躯体」に限る） 	建設業法
	ニ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1級建築士 ● 2級建築士 	建築士法
	ホ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1級とび・とび工 ● 2級とび（資格取得後、1年以上の実務経験を有する者） ● 2級とび工（資格取得後、1年以上の実務経験を有する者） 	職業能力開発促進法
	ヘ	● 建設（技術士に限る。技術士補は該当しない。）→ 技術士法	
2号	イ	<p>「国土交通大臣が実施する講習」又は「国土交通大臣が指定する講習」^ロを受講した次の実務経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校又は中等教育学校^イで指定学科^ロを修めて卒業した後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者 ● 大学又は高等専門学校^ロで指定学科^ロを修めて卒業した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 	
	ロ	<p>「国土交通大臣が実施する講習」又は「国土交通大臣が指定する講習」^ロを受講した次の実務経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者 	
3号	● 解体工事施工技士 ^ロ		
4号	● 国土交通大臣が同項1～3号と同等以上と認定した者		

- (a) 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とし、修業年限は6年となる。
- (b) 指定学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科のこと。
- (c) 高等専門学校とは、学校教育法上の学校である。
なお、一般に専門学校と呼んでいるものは、学校教育法上「専修学校」に分類されており対象外となる。
- (d) 国土交通大臣が指定する講習とは、省令第7条第3項で（社）全国解体工事業団体連合会が講習を実施する者となっており、講習の名称は「解体工事施工技術講習」という。
- (e) 解体工事施工技士の試験は、省令第7条第4項により国土交通大臣が指定する（社）全国解体工事業団体連合会（TEL 03-3555-2196）が実施している。